第５章　株主の権利の変更
第１節　当社による株式の取得
当社は、更生計画認可決定日をもって、自己株式を除く当社の発行済株式を全て無償で取得する。
第２節　発行済株式の消却
当社は、更生計画認可決定日に、その保有する自己株式を全て消却する。
第３節　資本金の額の減少
当社は、資本金の額を次のとおり減少させる。
１　減少する資本金の額
金20,000,000円
２　資本金の額の減少がその効力を生ずる日
資本金の額の減少の効力は、更生計画認可決定日に生ずる。
第６章　募集株式の発行
第１節　募集株式の発行
当社は、次のとおり、新たな払込みを受けて、募集株式を発行する。
１　募集株式の内容
⑴　募集株式の種類等　普通株式
⑵　発行株式数　20株
⑶　募集株式の払込金額　金５万円
⑷　募集株式の発行により増加する資本金及び資本準備金
増加する資本金の額　100万円
増加する資本準備金の額　0円
⑸　募集株式の払込期日
更生計画認可決定日とする。
２　募集株式の割当て
募集株式の割当ては、裁判所の許可を得て管財人が行う。
第２節　その後の募集株式の発行
１　当社は、裁判所の許可を得て、定款所定の発行可能株式総数に満つるまで、募集株式を発行することができる。
２　当社は、裁判所の許可を得て、発行可能株式総数について、定款を変更したうえ、上記１の定めを超える募集株式を発行することができる。
３　上記１及び２の場合における募集株式の割当ては、株主総会の特別決議を経ることなく、裁判所の許可を得て、管財人が行う。
第３節　配当の制限
更生手続中は、株主に対する配当を行わない。
第７章　合併
第１節　株式会社イワクラとの合併
当社は、本更生計画案が認可されることを停止条件として、イワクラを吸収合併して存続し、イワクラは消滅する（以下「本件吸収合併」という。）
第２節　本件吸収合併に関わる重要事項
１　本件吸収合併における吸収合併存続会社は、当社とし、存続会社の商号は「シンコー・テクノ株式会社」、住所は大阪市中央区備後町二丁目４番６号とする。
２　本件吸収合併における吸収合併消滅会社の商号は、「株式会社イワクラ」であり、住所は東京都港区海岸三丁目18番21号である。
３　当社は、イワクラの発行済株式を有する者に対して、その株式に代わる金銭等を交付しない。
４　当社は、本件吸収合併にあたり、その発行する株式の総数及び資本の額を増額しない。ただし、準備金については、合併すべき時期におけるイワクラの資産等の状況により、法令に基づき管財人がこれを定める。
５　本件吸収合併により、イワクラの更生担保権者、更生債権者または株主に対して株式は発行しない。
６　当社は、イワクラの資産、負債等の権利義務を一切承継する。
７　本件吸収合併の効力が生ずる日は、更生計画認可決定日が属する月の翌月の１日とする。
第３節　本件吸収合併に伴う更生債権等の処理に関する通則
１　当社およびイワクラの一般更生債権に対する弁済率は、債権者間の公平を図るため、合併前に有していた資産及び収益力等をもとに各社毎に決定し、本件吸収合併を行うことにより債権者に不平等・不利益が生じないようにした。
２　重複債権の取扱い
当社およびイワクラ間では、一方が主債務、他方が保証債務を負担し、又は一方が他方の物上保証を行っている（重複債権）事実はない。
３　内部債権の取扱い
当社およびイワクラ間には権利義務関係は存在しない。
第８章　弁済資金の調達方法等
第１節　弁済資金の調達
優先的更生債権、一般更生債権の弁済資金は、営業収益金、募集株式に対する払込金、手元資金、必要な場合に裁判所の許可を得て行う借入金等をもってこれに充てる。
資金計画の内容は、別表６「弁済資金計画表」記載のとおりである。
第２節　予想超過収益金の使途
予想超過収益金が生じた場合は、更生計画の遂行上必要かくべからざる運転資金および必要設備の投資に充てる。
第３節　共益債権とその弁済方法
１　支払共益債権
更生手続開始決定日から平成21年６月30日までに支払った共益債権は総額１億5,917万5,673円（別表11「共益債権支払実績及び未払残高表」）
２　未払共益債権
平成21年６月30日現在の未払共益債権は、総額8,664万2,275円である（別表11「共益債権支払実績及び未払残高表」）
３　共益債権の弁済方法
上記２記載の未払共益債権及び平成21年７月１日から更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、営業収益金その他をもって支払う。
第９章　担保権等の措置
当社に担保権は存在しない。
第10章　役員等の選任
１　当社の現役員は、更生計画認可決定日をもって、すべて退任する。
２　当社は、新役員として、次の者を選任する。
⑴　取締役
二宮　　裕　松浦　章郎　小寺　哲郎
⑵　監査役
磯部　照雄
３　当社は、代表取締役として、次の者を選定する。
兵庫県神戸市西区丸塚一丁目５番地33号
二宮　　裕
４　上記２の新役員の任期は、更生計画認可決定日から平成22年３月31日までの事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。
５　上記４の任期中に役員の変更、補充又は増員の必要が生じたときは、管財人において、裁判所の許可を得て選任する。
６　変更、補充又は増員により選任された役員の任期は、他の役員の残任期間と同一期間とする。
７　新役員の報酬は、管財人が裁判所の許可を得てこれを定める。
第11章　その他事項
会社更生法第167条第１項第６号及び同第７号に該当する事項はない。
別表１ないし12　省略
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ミ）第１６号

東京都港区海岸３丁目18番21号
更生会社　株式会社イワクラ
１　決定年月日　平成21年９月30日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の基本方針（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付方法
第１節　更生担保権
１　リースにかかる更生担保権の権利の変更及び弁済方法
⑴　確定債権

合計１件	合計　962,500円 （内訳） 元本　962,500円 更生手続開始決定の日までの利息・損害金等　0円 更生手続開始決定の日以降の利息・損害金等　0円	別表8―1